

廃テレビの適正処理・リサイクルについて

平成23年1月19日

埼玉県・埼玉県清掃行政研究協議会

平成23年7月の地上デジタル放送の完全移行に向けて、従来のテレビが使用できなくなり、その一部が廃棄物として不法投棄されることが予想されます。

このため、各市町村においては、ごみカレンダーや広報紙などにより各家庭、事業所などに適正なリサイクルを働きかけてください。

廃テレビはリサイクルが義務づけられています

テレビが不用になった方は、処理料金と運搬料金をお支払いいただき、新しいテレビを買った家電販売店などに引き取ってもらってください。

http://www.meti.go.jp/policy/kaden_recycle/case1/case1_02.html

ごみをみだりに捨てること（不法投棄）は、法律で禁止されています

不法投棄は近隣の迷惑はもちろん、浸み出した重金属で土壌が汚染されるなど環境にも影響を与えます。テレビをみだりに捨てた場合、廃棄物処理法により罰則がかかります。

また、安い料金で処理を頼んで不法投棄された場合、頼んだ人にも罰則がかかります。

家電製品は永く、大切に使い、役割を終えた後は家電リサイクル法に従って販売店などに引き取ってもらいましょう。

不法投棄に関わらないコツ

- 1 廃テレビ処理料金は、「15型以下1,785円」、「16型以上2,835円」です。
このほか実情に応じた運搬料金がかかります。これらを値切らないように！
- 2 街中を巡回して廃品を回収するには、市町村の許可が必要です。
許可の有無を確かめるなど安易に回収に応じないように！

